

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和2年度第12回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番野村委員さん、第5番石川委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言のため、行事開催はありませんでした。

議長

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件を上程いたします。なお整理番号1番は野村委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、野村委員さんにはご退席いただきます。

[野村委員さんの退席を確認]

それでは、整理番号1番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番久保田です。整理番号1番について、説明します。調査につきましては2月17日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。2区画ありまして、1区画目は（申請人・住所・氏名）、ここには、大根、レタス、白菜、玉ねぎのほか北側一帯が梅も植林されてまして、全体として畑としての管理がされておりました。2区画目は（地番・地目・面積）、ここにはキュウリ、玉ねぎ、キャベツ、ブロッコリーが栽培されておりまして、畑として管理されておりました。

以上です。

議長

久保田委員さんの説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。よって、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1 件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号 1 番の審議が終了しましたので、野村委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

[野村委員さんの着席を確認]

議長

それでは、整理番号 2 番および 3 番について、引き続き久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 1 番久保田です。整理番号 2 番、3 番の件につきましては、調査につきましては 2 月 17 日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。最初に整理番号 1 番からご説明します。こちら 2 区画ありまして、1 区画目は（申請人・住所・氏名）、ここには、ネギ、白菜のほか柿、イチジク、ビワ、キウイ、アケビに似たポポーという果物など多様な果物が栽培されており、全体として管理も行き届いておりました。2 区画目は（地番・地目・面積）、ここには梅が植林されておるんですが、ジョイント栽培という手法がとられておりまして、非常に整然と管理されておりました。

以上です。

議長

整理番号4番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 小峰です。整理番号2番について説明します。1月13日、事務局と現地調査をいたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、大根やネギ等が栽培されていました。(地番・地目・面積)、こちらはゆずや栗が栽培されております。(地番・地目・面積)、一団の畑となっており、半分以上は夏野菜や秋野菜が収穫された後で、十分に耕作をされていました。以上です。

議長

整理番号5番について、石川委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 小峰です。整理番号2番について説明します。1月13日、事務局と現地調査をいたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、大根やネギ等が栽培されていました。(地番・地目・面積)、こちらはゆずや栗が栽培されております。(地番・地目・面積)、一団の畑となっており、半分以上は夏野菜や秋野菜が収穫された後で、十分に耕作をされていました。以上です。

議長

整理番号6番について、森谷委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 小峰です。整理番号2番について説明します。1月13日、事務局と現地調査をいたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、大根やネギ等が栽培されていました。(地番・地目・面積)、こちらはゆずや栗が栽培されております。(地番・地目・面積)、一団の畑となってお

り、半分以上は夏野菜や秋野菜が収穫された後で、十分に耕作をされていました。
以上です。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 名]

議長

挙手 名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」6件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが平成30年11月4日に死亡されたため、相続人である
さんが、 が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の
規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでござい

ます。

現地調査でございますが、 2月17日に鈴木清委員さん に行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について鈴木清委員の補足説明はございますか。

委員

議席番号4番の野村です。1月13日に事務局と調査を行いました。現況調査の結果ですが、当該地には大根、白菜等の野菜が栽培されており畑として問題なく管理をされておりました。

以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 名]

議長

挙手 名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」3件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番 《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和2年5月28日に死亡されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月22日に福島委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に、整理番号2番および3番 《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和2年6月23日に死亡されたため、整理番号2番では相続人である さんが、整理番号3番ではもう一人の相続人である さんが、相続するにあたって、相続税の納税猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、2月19日に鈴木信義委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。なお先月1月18日には加藤会長と現地調査を行いまして、その際にも証明することに支障なしとの結果となっておりますが、申請地の一部を変更する関係により、今月の農業委員会の議案として扱っております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、福島委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

整理番号6番森田です。農地として適正に管理をされておりました。
以上です。

議長

整理番号2番および3番について、鈴木信義委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

整理番号6番森田です。農地として適正に管理をされておりました。
以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 名]

議長

挙手 名により、可決されました。

よって、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、4件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、6件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、9件で3ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後16時から開会致します。